

《引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について》

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費に関する経費に充てることとされているため、以下にその詳細を明示する。

【単位:千円】

項 目		決 算 額
歳 入	令和元年度地方消費税交付金(社会保障財源分)	84,763
歳 出	社会保障施策に要する経費(下記のとおり)	1,065,155

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

【単位:千円】

費 目	経 費	財 源 内 訳					主 な 事 業	
		特 定 財 源			一 般 財 源			
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)	そ の 他		
社 会 福 祉	社会福祉費	237,411	163,390			18,893	55,128	自立支援事業、地域生活支援事業、重度心身障害者(児)医療給付助成事業 など
	老人福祉費	5,693			607	453	4,633	老人保護措置事業
	児童福祉費	519,749	351,004		10,572	41,361	116,812	障害児支援事業、児童手当支給事業、子ども医療費助成事業 など
	小 計	762,853	514,394	0	11,179	60,707	176,573	
社 会 保 険	介護保険事業	183,042	5,606			14,566	162,870	介護保険事業特別会計繰出金
	国民健康保険事業	116,043	55,366			9,234	51,443	国民健康保険事業特別会計繰出金
	小 計	299,085	60,972	0	0	23,800	214,313	
保 健 衛 生	保健衛生費	3,217	180		630	256	2,151	後期高齢者健康診査事業、母子保健事業
	小 計	3,217	180	0	630	256	2,151	
合 計	1,065,155	575,546	0	11,809	84,763	393,037		

※一般職人件費・一般事務費は除く。